

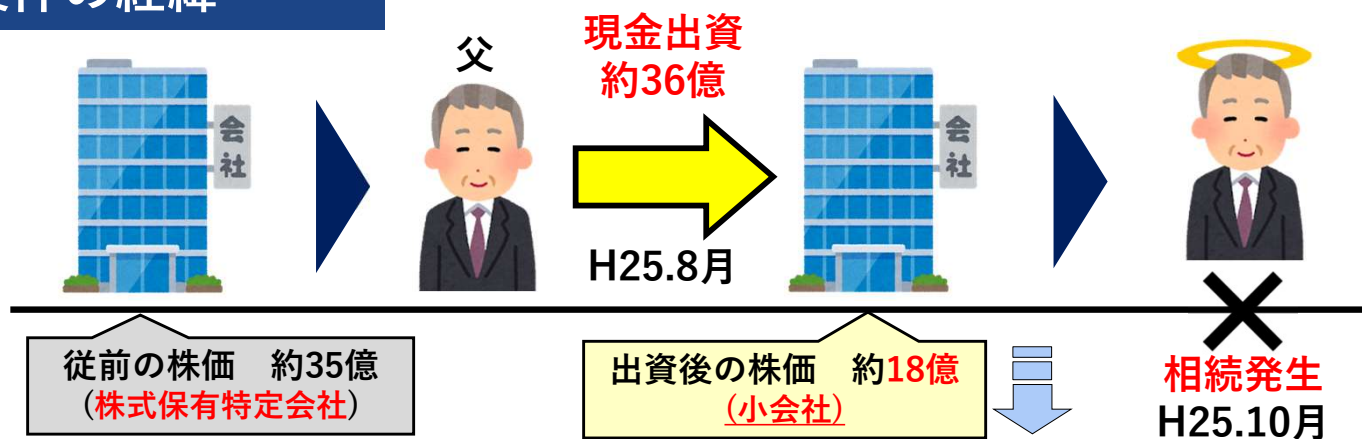
相続発生直前の「株特外し」が否認へ

相続発生直前に行ったいわゆる「株特外し」が否認される判決が東京高裁により下されたようです。

本案件は地裁で納税者が勝訴していたのですが、今回は国側が逆転した形となり、今後同様のケースなどにも影響が及ぶ可能性がございます。どのような案件なのでしょう。以下にみていきます。



案件の経緯



◆東京高裁（令和7年6月19日）

出資は相続人が相続税の軽減を期待して行われた行為であることは明らか。租税平等違反となるため、出資前の株価で相続税を追加徴収する判決

【経緯】

- ・もともと、今回の会社資産は有価証券が9割程度であったため、株式保有特定会社（資産のうち、50%以上が有価証券）とされていた
- ・出資後は出資した36億の現預金が資産に計上されたことから、もともと所有していた有価証券の割合が薄まり（50%未満）、株式保有特定会社に非該当となった（小会社へ）
- ・株式保有特定会社に該当した場合は、比較的高い株価となる「純資産価額」でのみ株式評価されることとなるが、非該当となった場合、比較的低い株価となる「類似業種比準価額」も併用できることとなるため、結果的に株価が減少することとなった



本案件では相続発生の3～4ヶ月前に相続人様が金融機関を訪れて相談されたところ、上記のような方法を実行するに至ったようです。
本案件は今後控訴され最高裁において判決が覆る可能性があります。係争に発展しており相続人様への負担もある程度あるのかと推察されます。ご相続に関するお悩みは多岐に渡りますが、対策を進める場合はぜひなるべく早めに、また比較的安全性の高い方法で進めたいものです。



8月に入り暑い毎日が続いておりますがいかがお過ごしでございますでしょうか。私は行こう行こうと思っていた万博も早いものであと2カ月程度であることにふと気づき、急いで予約を取らせて頂いたこのごろでございます、、、笑 8月はお盆休みもあるので暑いものの、比較的好きな月でもあります。レジャーや里帰り、海など夏の楽しみ方はいろいろあるかと思いますが、熱中症に気を付けながら、ぜひ夏を満喫したいですね。